

令和5年11月20日

匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒処分等について

匝瑳市横芝光町消防組合は、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分を行いましたので次のとおり公表します。

1 事件概要

本件は、令和4年12月30日午前9時28分頃（公務外）、普通乗用自動車を運転中の職員が埼玉県入間市内における丁字路交差点において、信号機の黄色表示を見過ごしたまま同交差点に進入し、同交差点出口の横断歩道を信号機の青色表示に従い横断していた歩行者を直前に認め、急制動し、及びハンドルを右に切るも間に合わず、同人を自車左前部に衝突させ、よって、同人に加療約20日間を要する傷害（軽傷）を負わせ、運転免許停止（30日）の行政処分（令和5年3月31日付け）及び過失運転致傷として罰金50万円の略式命令による刑事処分（令和5年10月18日付け）を受けたことから、当該職員に対し懲戒処分を行ったものです。

2 処分対象者及び処分内容

職名	性別	年齢	処分内容
課長級	男性	58歳	戒告

3 処分年月日 令和5年11月20日

4 処分事由

職員が起こした交通事故は、公務員としてその職の信用を傷つけるものであり、地方公務員法における信用失墜行為の禁止に違反し、全体の奉仕者として相応しくない非行であると認められることから、懲戒処分（戒告）としたものです。

5 お詫び

この度、本組合職員においてこのような交通事故が発生したことは、業務上、緊急車両を運用する立場からも誠に遺憾であり、管内住民の皆様をはじめ、関係各位に多大なるご迷惑をおかけすることとなっ­てしまい、深くお詫び申し上げます。

本組合では、道路交通法令講習会を引き続き実施するとともに、職員に対する注意喚起を徹底し、再発防止に努めてまいります。